

書面協議による審議会等の開催結果

1 審議会名

令和5年度第1回行政不服審査会

2 書面協議とする理由

- ① 今回の審査請求についての、審査会から審査請求人に依頼した主張書面の提出がない。
- ② 審理員意見書及び事件記録の内容から、処分の根拠となる要件の適用について違法な点は認められない案件であるため、書面確認により各委員からの意見を集約することで、答申書の作成が可能である。

3 協議期間

令和5年11月10日から令和5年11月29日まで

4 会議参加者

- (1) 会長 須田 晟雄 委員
- (2) 委員 大杉 定通 委員
- (3) 委員 佐藤 勉 委員

5 諮問事項

- (1) 石狩市長が行った令和5年度石狩市放課後児童健全育成事業運営負担金減免却下処分について再審査を求める審査請求（事件番号：令和5年（審）第1号）に係る諮問事件

・答申内容

石狩市長が行った却下処分は、適法かつ妥当である。